

規制改革推進に関する答申（案）  
～コロナ後に向けた成長の「起動」～

令和4年5月27日

規制改革推進会議

I	総論	1
1.	はじめに	1
2.	基本的な方向性	1
3.	審議経過等	6
4.	本答申の実現に向けて	7
5.	次のステップへ	7
II	各個別分野における規制改革の推進	8
1.	分野横断的な新たな取組	8
(1)	多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し	8
ア	建設業における技術者の資格要件の見直し	9
イ	下水道分野における技術者の資格要件の見直し	10
ウ	水道分野における技術者の資格要件の見直し	10
エ	プログラム医療機器（S a M D）の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し	10
(2)	ローカルルールの見直し	11
ア	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減	11
イ	農地転用許可制度における運用のばらつきの解消	13
ウ	地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消	14
(3)	規制改革関連制度の連携	14
2.	スタートアップ・イノベーション	16
(1)	スタートアップに関する規制・制度見直し	16
ア	法人設立手続の迅速化・負担軽減	16
イ	エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し	18
ウ	経営者保証制度に関する取組	18
エ	事業成長担保権の創設・整備について	18
オ	新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	18
カ	海外人材の活躍に資する制度見直し	19
(2)	常駐・専任規制等の見直し	19
・	生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し	19
(3)	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安に向けた規制見直し	20
(4)	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	20
(5)	デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備	21
(6)	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	22
(7)	M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進	24
(8)	電力データ活用による新たな付加価値創造	25
(9)	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	25

(10) D Xを通じたタクシーの利便性向上 .....	26
(11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方.....	27
ア 電波の有効利用 .....	27
イ デジタル時代における放送制度の在り方について .....	27
(12) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について.....	29
(13) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進 .....	30
(14) 美容師の養成の在り方 .....	32
(15) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項 .....	33
・ 資金移動業者の口座への賃金支払 .....	33
<b>3. 人への投資</b> .....	<b>34</b>
(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育 .....	34
ア 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育 .....	35
イ 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現.....	36
(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育.....	39
ア イノベーションの芽を育む大学設置基準等 .....	39
イ 社会変革を促す新しい学究を支える環境整備.....	41
(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し .....	41
ア 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し .....	41
イ 既存の各種制度の活用・拡充 .....	42
(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進.....	43
ア 職務等に関する労働契約関係の明確化.....	43
イ 多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援 .....	44
ウ 求職者等のニーズに応える職業関連情報の提供.....	45
エ 産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援.....	45
(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組 .....	46
ア 雇用仲介制度の見直し .....	47
イ 求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供.....	47
(6) 育児休業の取得促進.....	47
(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上） .....	48
(8) 養育費の確保に向けた取組.....	49
(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方.....	51
(10) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項 .....	51
・ 大学等における多様なリカレント講座の開発促進 .....	51
<b>4. 医療・介護・感染症対策</b> .....	<b>52</b>
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化.....	52
ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備 .....	53
イ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備.....	54
(2) 医療D Xの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実） .....	54
ア オンライン診療・服薬指導の更なる推進 .....	54

イ	電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化	57
ウ	患者のための医薬品アクセスの円滑化	58
エ	家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示	59
オ	医療機器等の広告規制の見直し	59
(3)	医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	60
ア	薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）	60
イ	医療人材の不足を踏まえたタスクシフト／タスクシェアの推進	61
ウ	地域医療構想調整会議の透明性の向上等	61
エ	社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化	62
オ	医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等	62
(4)	質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進	63
ア	プログラム医療機器（SaMD）に関する承認審査等の見直し	63
イ	プログラム医療機器（SaMD）の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し	64
ウ	創薬等に向けた医療データの利活用の促進	64
エ	治験の円滑化	65
(5)	利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築	65
ア	特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化	66
イ	特別養護老人ホームにおける施設内の医療サービス改善	66
ウ	介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減【再掲】	67
(6)	その他	68
	・ サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し	68
<b>5.</b>	<b>地域産業活性化</b>	<b>69</b>
(1)	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	70
(2)	地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進	71
ア	地方における住宅宿泊管理業の担い手確保	71
イ	申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	71
(3)	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	72
(4)	農地利用の最適化の推進	73
(5)	農業用施設の建設に係る規制の見直し	74
(6)	農地の違反転用等の課題	75
(7)	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	77
(8)	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	78
(9)	畜舎に関する規制の見直し	80
(10)	林業の成長産業化に向けた改革の推進	81
ア	森林経営管理制度	81
イ	国産材の利活用	82
ウ	高性能林業機械の導入促進	83
(11)	改正漁業法の制度運用（資源管理）	85
(12)	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	86

(13) 水産流通適正化法の制度運用等.....	89
<b>6. デジタル基盤.....</b>	<b>91</b>
(1) 社会のデジタル化の基盤整備.....	91
ア 5G等の普及拡大に向けた取組.....	91
イ インターネットバンキングの利用促進.....	93
ウ 企業の会計業務におけるデータ流通の促進.....	94
エ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化.....	96
オ 船荷証券の電子化.....	97
カ 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化.....	97
キ 自筆証書遺言制度のデジタル化.....	99
ク 株主総会資料のオンライン提供の拡大.....	100
(2) 行政手続デジタル化の基盤整備.....	101
ア 共通基盤の整備.....	101
イ 情報連携基盤の整備.....	103
ウ 情報システム調達を通じたデジタル化の推進.....	104
(3) 行政手続のオンライン化の推進.....	105
ア 行政手続のオンライン化の推進.....	105
イ 性質上オンライン化が適当でないとされた手続の検証.....	107
ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化.....	108
(4) 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進.....	112
(5) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	113
・ オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	113
(6) 司法手続におけるデジタル化の推進.....	123
ア 民事訴訟手続のデジタル化.....	123
イ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化.....	124
ウ 刑事手続のデジタル化.....	126
(参考資料1).....	128
規制改革推進会議委員及び専門委員名簿.....	128
(参考資料2).....	130
規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過.....	130

# I 総論

## 1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日にそれぞれ審議の結果の取りまとめを行っている。

本答申は、前回の取りまとめ以降、約10か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を取りまとめたものである。

## 2. 基本的な方向性

### (1) 規制改革推進会議の役割

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための検討を行っている。こうした中で、規制改革推進会議の役割は、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応し、個別具体的な規制・制度を見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくことである。

成長が好循環の起爆剤となるためには生産性向上が不可欠である。生産性向上の制約要因となる規制・制度について、イノベーションの進展も含めて、その時々を経済社会の状況に応じて不断の見直しを行うことが必要である。特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必要であり、特定の技術・手段などを求める画一的で「事前型の規制・制度」から、技術中立的でリスクベース・ゴールベースの柔軟な『事後型の規制・制度』への見直しを進めていかなければならない。すなわち、そのような事後型の規制体系への見直しを通じて、新しい技術の登場やその活用、イノベーションの社会実装を促進し、付加価値の高い新製品・新サービスの創出と市場への浸透による、新たな成長産業を創出していくべきである。

また、旧態依然とした規制・制度を見直し、「場所」や「対面・目視」などの物理的な制約や非効率的な手順・作業から人々を開放するとともに、既に一部の分野において人間の能力を上回っているデジタル技術等を活用し、事業活動の生産性向上や消費者の利便性を向上させることにより、「人」が生み出すことのできる付加価値や活躍の機会を増やしていくべきである。同時に、社会のデジタル化や知識経済化が急速に進展する中で、「無形資産」の重要性もますます高まってきており、研究開発などのイノベーション活動に必要な不可欠な人的資本への投資を積極的に行っていかなければ、我が国の国際競争力を高めることはできない。

これらの目的を果たすためには、単に規制・制度を形式的に見直すだけではなく、改革の成果が国民に浸透する段階まで見据えて取り組んでいかなければならない。現場の声を拾い上げるとともに、現場まで改革の成果を届ける双方向の「コミュニケーション」により、国の規制・制度の見直しだけでなく、自治体の現場での運用、民

間のルール・慣習などを含め、改革を実行していく。

これまで、本会議では、イノベーションの社会実装に向けた FinTech（フィンテック）やモビリティの分野に関する規制や慣行の見直し、農業者や漁業者が出荷先を自由に選べるようにするための制度や慣行の見直し、産業医の常駐・兼務規制の見直しなどに取り組んできた。また、デジタルに関しては、行政手続等に関して、押印を義務付ける手続、書面の作成・提出等を求める手続、対面や出頭を求める手続などの見直しを進め、行政手続において約 99%の押印義務の廃止、オンライン化されていない行政手続の約 98%を令和 7 年までのオンライン化方針、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置の恒久化、オンライン教育に関する規制・制度の見直しなどを実現してきた。このように本会議では、現場のニーズに即した個別具体的な改革に取り組むとともに、それらの改革事項のフォローアップを丁寧に行い、規制所管省庁による確実な実行・実施を求めてきた。

## （２）分野横断的な新たな取組

会議では、分野横断的な新たな取組として、資格要件の在り方やローカルルールの見直し、規制改革関連制度の連携に関する実施事項を本答申に盛り込んだ。具体的には、次のとおりである。

### ◆地方の人手不足や「人」の活躍に資する資格要件の見直し

技術者や士業等の資格取得については、試験や学歴・実務経験等が要件として定められている場合が多い。これらの要件は、受験資格として実務経験を求めつつ学歴によって必要な実務経験年数が異なるものや、試験ではなく学歴と実務経験によって資格を取得できるが、大卒・高卒等の学歴や卒業した学科によって必要となる実務経験年数が異なるものなどに類型化することができる。

卒業人数が限られている指定学科卒者の採用が中小企業にとっては困難であることに加え、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者や他業種から中途採用した人材のキャリア形成の妨げになっているとの指摘がある。その他、指定学科の卒業者と指定学科以外の卒業者に大きな差はないとの意見もある。さらに、フリーランスや兼業・副業等も含め、働き方の多様化により、有資格者の雇用環境も変化してきている。

また、ここでいう「学歴」については、様々な資格において、文部科学省所管の学校教育法における大学(院)・短大・高等専門学校（いわゆる高専）を念頭に制度が設計されており、これ以外の教育施設であるいわゆる「省庁大学校」などは含まれていないケースもある。地域によっては、資格が指定する学科を置く大学等が所在していないこともあり、こうした取扱いの差についても、地域の実情も踏まえ、行政の縦割りを越えた検討を進めていかなければならない。

こうした資格要件には、制度の制定当初は一定の合理性があったと考えられるが、技術の進展、雇用形態の変化、地方や中小企業の人手不足、「人」の活躍といった観点など、その時々を経済社会の変化を踏まえ、不断の見直しが求められる。業界や資格によって資格を取り巻く状況やその取得要件は様々であるところ、横串で一気通

貫の見直しを行うことは困難な側面もあると考えられるが、学歴によって差を設けることについて必ずしも合理的かつ明確な理由がないものについて、本会議における先行的取組を横展開しつつ、分野横断的に一つ一つ見直していくことが必要である。

◆事業者等の負担軽減を図るためのローカルルールの見直し

各種様式や法令の解釈・運用に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっているという、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されている。

地域ごとのばらつきについては、企業活動・形態の広域化・多様化の進展に加え、コロナ禍を契機とした社会全体のデジタル化の要請と相まって、特に地方公共団体ごとに異なる書式・様式等の課題がこれまで以上に顕在化してきている。

また、行政手続上の書式・様式等の違いだけでなく、各種制度の運用面のばらつきの問題も指摘されている。特に、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルールは、地方公共団体の行政区域を超える事業活動を行う企業等にとって負担になるだけでなく、各種制度や行政に対する不公平感や不信感を助長することにもつながりかねない。

国と地方の役割分担の中で、「最後は自治体判断」であることを前提とする結果、かえって国民・事業者の負担が増大し、利便性が損なわれることがあっては本末転倒である。分権化すべきは政策であって、書式・様式等の業務の細目ではない。運用面のばらつきについても、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例について、制度周知を徹底するなど、その解消を図っていかねばならない。

こうしたローカルルールについては、企業活動の広域化や行政手続のデジタル化の進展も踏まえ、手続様式の標準化、法令解釈や法令の趣旨を踏まえた運用の適正化・精緻化といった必要な措置を講じていく必要がある。地方自治を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的に検討していくべきである。

◆規制改革関連制度の連携による国民・事業者目線での支援・推進体制の構築

規制改革の推進に当たり、例えば、デジタル分野についてはデジタル改革、規制改革、そして行政改革の共通指針として「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（以下「デジタル原則」という。）」が令和3年12月に策定されたところであり、当該デジタル原則に基づいて取り組む「横断的な課題の検討・実行」というトップダウンの取組と、これまでも規制改革・行政改革ホットラインなどの仕組みを通じて取り組んできた、国民の声や要望に基づき集中的に議論する「個別具体的な規制・制度の見直し」というボトムアップを車の両輪として進めていくことが望ましい。その際、横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を、規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトする。また、これまで規制改革推進会議が先行して取り組んできた横断的な取



組を加速するとともに、個別規制の見直しの過程で明らかになった横断的課題をデジタル臨時行政調査会にフィードバックし、一括見直しにつなげていく。このように両会議間でタスクアウトとフィードバックを柔軟に行いながら連動していくことが改革を進める上で重要である。

その上で、政府はデジタル臨時行政調査会やサンドボックス制度、国家戦略特区制度等を始め、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。また、スタートアップが新たな事業に挑戦する際の規制に関する法務サポートや相談対応など、現場の規制改革ニーズを吸い上げるスキームも存在している。しかしながら、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっているとの声もある。

特に、スタートアップにとっては迅速なビジネス展開が生き残りの鍵である。このため、海外で活用されている技術や展開されているビジネスモデルが、日本では規制により禁止されている、又は適法か否かが不明確であるという場合に、組織のリソースが必ずしも十分でないスタートアップに対してビジネス展開のためのリーガルサポートや法務情報の提供を行ったり、あるいは当該規制の見直しを迅速に実現するなど、政府の支援・推進体制が不可欠である。

また、各種の規制改革制度について、利用者目線での運用や各制度間での連携が十分でない場合、国民・事業者の負担や利便性低下につながるだけでなく、個別の取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれがあるほか、人的リソースが限られている中で規制改革を担当する事務局や規制所管省庁における改革推進の足枷にもなりかねない。

このため、スタートアップを核とした規制改革を推進する観点からも、規制改革関係府省庁の連携を図る場を設置するなど、各府省にまたがる規制改革関係部局や窓口の連携強化を図ることが必要である。連携に当たっては、引き続き好事例の横展開・情報共有を進めていくことはもとより、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築すべきである。

なお、グリーン分野については、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けた再生可能エネルギーの適切な導入拡大のために、規制改革推進会議とは別の枠組みである「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、規制改革に関する議論が行われることとされており、会議としても同タスクフォースの取組を注視しているところである。

### **(3) 改革の重点分野**

今後、我が国の生産性向上、成長産業・分野を考えたときに、①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資、③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化（農林水産、観光等）、⑤デジタル基盤の5つの重点分野が鍵となる。

第一に、スタートアップ・イノベーションは新たな需要・消費を創出するとともに

大きな雇用を生み出し、いつの時代においても経済成長の原動力である。古い規制・制度が新産業の創出や新技術の活用、新しいビジネスモデルやサービスの展開を阻害することがあってはならず、イノベーションに対応した規制・制度体系への移行が求められる。特に今日においては、自動運転、新型モビリティ、FinTech（フィンテック）、プラットフォーム型ビジネスなど、新しいテクノロジーを活用したビジネスやサービスが次々と登場してきている。規制・制度が本来目指していた目的とビジネス機会の両立を図りながら、今後の成長が最も期待されるスタートアップやイノベーションを強力に後押しする規制・制度改革を進めていくことが、我が国経済の持続的成長や雇用の創出にとって極めて重要である。

第二に、「人」への投資である。今般の感染症拡大下においてオンライン教育やリモートワークを含めた働き方の課題が浮き彫りになったところであり、一層強力に規制・制度改革を進めていかなければならない分野である。また、現在世界では、人的資本を重視し、新たな成長につなげていく「新しい資本主義」を模索する動きが進んでいる。我が国においても、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中で、就業機会を増やししながら、誰もが活躍できる社会を実現し、安心して子育てを行うことのできる環境整備も含め柔軟で多様な働き方を実現するとともに、大学等の教育現場における創意工夫を阻害する規制・制度を大胆に見直していくことにより、イノベーションの源泉である質の高い教育を確保していくことが不可欠である。また、後述する常駐・専任規制の見直しは、リモート・オンラインや兼務といった働き方を可能にするものであり、「人」ができることを増やす観点からも取り組む必要がある。

第三に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の中で課題が再認識された医療・介護・感染症対策分野である。これまで、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置の恒久化など、医療・介護に関する規制改革に取り組んできているが、自宅を始め身近な場所で受診や薬剤・医薬品受取、健康管理が可能となる環境の整備や、医療・介護職員の負担軽減・処遇改善とより専門能力を生かした業務に集中できる方策の検討、プログラム医療機器（Software as a Medical Device）の開発・実装や革新的な創薬の推進など、引き続き様々な課題が残されている。地域の高齢者などを含め、全国どこでも全ての国民が先進的で個人に最適化された医療・介護サービスを利用できる、患者本位・利用者本位の医療・介護制度の構築を進めていくため、デジタル技術の最大活用を始め医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）・介護DXを加速させていく必要がある。

第四に、地域産業活性化である。特に、農林水産の分野における規制改革は長年わたって取り組まれてきたが、依然として多くの課題が残されており、農林水産の所得向上や成長産業化も含め、地域を支える観光等とともに、人手不足や高齢化に対応する観点からも今後も精力的に規制・制度改革を進めていかなければならない分野である。また、中小企業の労働生産性、特にサービス産業の労働生産性は低く、プロセス・イノベーションなどを通じて、生産性向上に取り組まなければならない分野である。

第五に、デジタル基盤である。人の付加価値向上や生産性の向上を推進していく上

で、DXは、その重要な共通基盤となるものであり、分野横断的に推進していくことが不可欠と考えられる。新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の経済社会は大きなダメージを受けた一方で、本会議が取り組んできた押印・書面・対面に関する規制・制度の見直しの進展とともに、国民・産業界の意識が劇的に変化し、遅々として進まなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れている。これを契機に、デジタル基盤の整備が立ち遅れる地方も含め、デジタルをデフォルトにし、デジタル田園都市国家の実現を目指す。そして、誰一人取り残されないよう、我が国の基盤となるDXを一気呵成に推し進めるために、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進していく必要がある。本会議としても、デジタル臨時行政調査会と連携して、押印・書面・対面・常駐規制の見直しに取り組み、行政手続のオンライン化・利用率の引上げ、ベース・レジストリの整備・連携やキャッシュレス化の推進、司法、金融、建設等の個別分野のデジタル化、5Gの普及・拡大に取り組み、デジタル基盤の整備を推進する。

### **3. 審議経過等**

#### **(1) 審議経過**

会議は、令和3年8月23日に第11回規制改革推進会議を開催し、議長の互選等を行うとともに、デジタル、経済活性化、子育て・教育・働き方、医療・介護、農林水産の5つの分野に対応したワーキング・グループを設置し、今期の活動を本格的に開始した。なお、今期の活動では全ての会議をオンラインで開催した。

また、同年12月22日の第12回規制改革推進会議においては、前述したとおり、規制改革の基本的な方向性を打ち出すとともに、同年8月から約4か月間の規制・制度改革の審議に基づき、当面取り組むべき規制改革事項について中間取りまとめを行った。さらに、この規制改革の方向性に沿って、ワーキング・グループを改組するとともに、ワーキング・グループの機動性を高める観点から、よりスピーディーに規制改革を進めていく「ファストトラックプロセス」を検討手法として正式に位置付け積極的に活用していくこととし、審議体制の整備を行った。

#### **(2) 規制改革実施計画のフォローアップ**

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和3年6月の規制改革実施計画及び以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和3年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところであり、本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

#### **(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付**

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、

広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設した。過去の年間受付数を大幅に上回る提案を受け付ける状況となったことから受付を一時停止していたが、令和3年8月23日に受付を再開した。

ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答をホームページで公表している。また、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

#### 4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

#### 5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、KPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。

## II 各個別分野における規制改革の推進

### 1. 分野横断的な新たな取組

#### (1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

##### <基本的考え方>

日本の建設業では、高齢化の進行により将来における担い手不足が懸念されており、特に地方部において、技術者の担い手確保・育成が課題となっている。これは建設会社などの民間セクターに限ったことではなく、下水道や水道といったインフラを管理している公的セクターにおいても同様の問題を抱えている。また、公的セクターでは、地方公共団体の技術職員が数年程度の周期で異動することが一般的であるため、資格取得のために長期間の実務経験を求める現行の制度では、専門的な技術者を育成することが難しいという課題が聞かれた。

このような中、技術者に求められる資格要件として、学歴に応じて必要となる実務経験年数に差異を設けていることで技術者の確保・育成の足かせになっていることを始め、資格要件の見直しを求める声が存在する。

具体的には、建設業に関して、建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、技術検定を受検しない場合、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要であるが、中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒の人材を採用することは難しく、指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎるとの声が寄せられている。

下水道分野に関しては、高卒と大卒とで差異を設ける必要はあまりないのではないかという声や、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士のみならず、技術士補や施工管理技士などの国家資格を取得した場合にも実務経験年数の緩和を望む声などが下水道事業者である一部の地方公共団体から寄せられている。

水道分野に関しても施工管理技士などの国家資格を有する人材の活用策の検討のほか、水道の布設工事監督者の資格取得に必要な実務経験年数として、高卒と大卒とで差異を設ける必要はあまりないのではないかと、下水道の制度を参考に土木等に関する経験年数を加味できるようにしてほしいなどの声が水道事業者である一部の地方公共団体から寄せられている。

資格要件を設定したのは、日本の人口が増えていた昭和時代であり、今の時代背景は当時から変化している。また、情報技術が進展し様々な情報に容易にアクセスできるようになっている今日においては、必ずしも大学などの教育機関などでの座学を求めずとも、自ら必要な技術に関する知識を習得することは一定程度容易になっていることも考えられ、どのような年齢でも多くの方にチャンスがある、非常に多様でフェアな社会の実現のためにも、合理的な資格要件への見直しが求められる。

これらの見直しに当たっては、施工・管理の場面も含めてデジタル技術の一層の利活用を通じた生産性向上が期待される今日において、知識と経験のそれぞれ

において技術者として備えるべきものが何であるかを整理し、学歴に応じた実務経験年数の差異の見直しや実務経験の内容評価などを通じて、資格取得や受検の要件の合理化を検討することが重要である。

さらに、試験だけでは習得することのできない知見の共有や他の職員からの技術継承等のために実務経験が重要であることは言うまでもなく、少子高齢化時代における人材確保に取り組む上では、実務経験年数の単純な短縮を始めとする資格要件等の合理化のみならず、技術者の配置・専任の在り方やデジタル技術の活用による業務支援などを始めとする総合的な施策についての検討を行うことも重要である。

なお、水道分野の見直しに当たっては、法令の改正に応じて、その規定を参酌し条例で要件を定めることとされている全ての地方公共団体において水道条例の改正を行う必要があるため、地方公共団体の事務負担が最小となるように留意する必要がある。あわせて、水道法（昭和32年法律第177号）第12条及び第19条に規定する政令で定める資格を改正する場合に、水道事業者である地方公共団体が、政令と同じ資格を希望している場合には、当該地方公共団体の条例で政令と同じ資格を定める必要がなくなるよう、その規定方法について検討することが望ましい。

また、医療分野においても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）により医療機器の製造販売業者に配置することが求められている医療機器等総括製造販売責任者の資格要件として、大学等で物理学、化学等の専門課程を修了したこと等の学歴要件等が定められている。他方、社会実装が急速に進んでいるSaMDの開発においては、ソフトウェア開発経験者等の多様な人材が関わるようになってきているものの、現行の当該資格要件では、例えばソフトウェア開発に関する専門性を有した人材を医療機器等総括製造販売責任者として配置することが難しいとの指摘があり、SaMDの性質も踏まえ、実態に即して医療機器等総括製造販売責任者を配置できるよう、資格要件を見直す必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

## イ 下水道分野における技術者の資格要件の見直し

【令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

国土交通省は、人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することかできないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。

## ウ 水道分野における技術者の資格要件の見直し

【令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、遅くとも水道法改正に併せて措置】

厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、以下の①から③までの点に留意して検討を行い、遅くとも水道法改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。

- ① 水道における布設工事監督者の資格要件について、下水道における資格要件制度を参考に、関連するインフラ経験年数を加味できるかどうかについて検討を行うとともに、水道の工事に関する実務経験として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異が今日において合理的であるかという観点から検討を行う。
- ② 水道における水道技術管理者の資格要件について、水道技術管理者に求められる実務経験年数として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行うほか、これらの見直しに当たって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程（学科15日、実務15日）を修了した場合、最大で10年以上の実務経験が不要となることとの整合性についても比較考量の上、検討を行う。
- ③ 既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することかできないかどうか留意して検討を行う。

## エ プログラム医療機器（SaMD）の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し

【引き続き検討を進め、令和4年度結論】

厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMDの適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件とし

て定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。

## (2) ローカルルールの見直し

会議では、各種様式や制度運用に地域ごとのばらつきがあり、事業者等の負担になっていること、いわゆる「ローカルルール」の問題について、各ワーキング・グループにおいて調査審議を行ってきた。

例えば、介護分野における事業者の申請手続等の事業者が地方公共団体に対して行う手続については、デジタル化の遅れに加え、地方公共団体ごとに異なる様々な書式・様式等に係る対応が事業者の大きな負担となっている。様式が統一されれば、事業者等の利便性が向上する一方、単なる書類の様式については、一般に、統一化・標準化を推し進めることによって地方自治の本旨が損なわれる懸念は小さいと考えられる。国・地方が連携し、手続のデジタル化とともに、ローカルルールの見直しに向け対応策を講ずるべきである。

地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ取組を進める必要があるが、分権化すべきは政策であって、書類の様式等の業務の細目ではない。このため、例えば、省令等により国が定める様式を使用して手続を行うこととし、事業者等にとって負担となっている項目については地方公共団体独自の様式を廃止することも検討すべきではないか。

また、こうした手続上の書式や様式等の違いだけでなく、各種制度の運用面のばらつきについても指摘がなされている。法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例などは、地方公共団体の行政区域を超える事業活動を行う事業者等にとって負担になるだけでなく、各種制度への不公平感や不信感を助長することにもつながる。

このようなローカルルールについては、社会のデジタル化が進展するなかで、従来以上に課題となっている。また、地方公共団体にとってもデジタル技術を活用して定型的な業務を効率化していくことは喫緊の課題となっている。こうした中、地方自治を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的な視点で検討していくべきである。

なお、事業者が行う手続だけでなく、住民（個人）が行う手続についても、システム、データベース等の整備を行う際には同様の考慮を行い利用者及び地方公共団体等の双方にとって合理的な行政手続につながるような整備を行うことが求められる。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### ア 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

- 【a, b, e, f : 令和4年度措置、  
c : (前段) 令和7年度措置、(後段) 令和4年度上期措置、  
d : 令和7年度措置】

### <基本的考え方>



深刻化している介護人材の不足や処遇の状況を踏まえ、10年先、20年先をも見据えつつ、必要な人に必要な介護サービスを提供し続けられる持続的な介護制度を構築する必要がある。この点、介護サービス利用者のケアに直接関わらない事務業務等の負担を抑制し、限られた介護人材が利用者のケアに集中できる環境を整えることが重要である。このような観点から、介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等における書類の様式や提出方法等に係るローカルルールを解消すること等により事務負担を削減し、介護職員が利用者に向き合える時間を拡充させる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法（平成9年法律第123号）の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、な

お従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルール of 明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルール of 有無・内容を整理し、定期的に公表する。

## イ 農地転用許可制度における運用のばらつきの解消

【令和4年度措置】

### <基本的考え方>

農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルール（新たに取得した農地は3年以上耕作しなければならない、近隣土地所有者の同意書を一律に添付しなければならない等）が確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第3項の規定上、審査基準を公にしなければならないとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されている。農地転用許可制度に係る不適正なローカルルールや運用のばらつきを解消するためには、制度周知を徹底し、その浸透を図ることが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、地方公共団

体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。

## ウ 地方公共団体等と事業者の間の手続における「ローカルルール」の解消 ＜基本的考え方＞

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者の活動が地方公共団体の区域に限定されないことが一般的であるため、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることや、手続に関する細かいルールが異なり、その必要性が事業者には理解できない「ローカルルール」が存在すること等がオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

地方公共団体の創意工夫により、地域の実情を踏まえた政策立案が重要であることは論をまたないが、実質的な判断に関係のない様式や手続のルールがバラバラである必要はない。可能な限り具体的に共通ルールを定めるなど手続を標準化した上で、形式審査について、入力支援等の仕組みによって可能な限り機械処理するシステムを規制所管府省が提供することは、事業者等のメリットになるだけでなく、地方公共団体にとっても、業務の効率化やデジタル化による業務の高度化など多くのメリットがある。

こうしたことを踏まえ、規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続について、デジタル化を推進する前提として、介護分野における取組なども参考にしつつ、「ローカルルール」を可能な限り解消すべきである。

## ＜実施事項＞

規制所管府省は、地方公共団体等と事業者の間の手続であって年間1万件以上であるものについて、6.(3)「行政手続のオンライン化の推進」等により、「ローカルルール」の見直し(標準化)・デジタル化に一体的に取り組む。

## (3) 規制改革関連制度の連携

【a, b : 令和4年措置】

## ＜基本的考え方＞

政府においては、規制改革の推進に当たって、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。

他方で、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、国民・事業者の負担や利便性低下につながるだけでなく、個別の取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれがある。さらに、人的リソースが限られている中で規制改革を担当する事務局や規制所管省庁における改革推進の足枷にもなりかねない。

利用者目線での運用や各規制改革関連制度間での連携を進め、迅速に規制・制度改革を行うための政府の推進体制が不可欠である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、好事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革制度の利用促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。
- b 経済産業省は、規制改革について知見を有する弁護士で構成する「スタートアップ新市場創出タスクフォース」により、新市場の創出や新事業の挑戦に取り組むスタートアップにとって障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行うなどスタートアップのための規制対応に関する助言や規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度等の企業単位の規制改革制度の利活用を促進することに加えて、他の規制改革制度を活用する方が適切な場合には、国家戦略特区や規制改革推進会議における審議等につなげることによって事業者の取組を政府横断的に応援する体制を整備する。

## 2. スタートアップ・イノベーション

世界中で新型コロナウイルス変異株が依然として猛威を振るい、我が国の経済社会にも大きなダメージをもたらしている中、新たな需要・消費を創出するとともに、大きな雇用を生み出すスタートアップ・イノベーションは、日本経済を再活性化させる上での原動力であり、今後の成長が最も期待される成長戦略の柱である。

特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必要であり、これまで当たり前とされてきた古い規制・制度が新産業の創出や新技術の活用、イノベーションによって生まれる新しいビジネスモデルやサービスの展開を阻害することがあってはならない。このため、従前の規制・制度そのものを迅速かつ不断に見直していくことで、我が国経済の持続的成長や雇用創出を強力に後押ししていくことが極めて重要である。

あわせて、急速な少子高齢化が進行する我が国においては、新産業・既存の産業を問わず、あらゆる産業分野で活躍する「人」への投資も一体的に推進し、「人」が生み出すことのできる付加価値や活躍の機会を増やしていくことで、事業活動の生産性を向上し、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していかなければならない。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) スタートアップに関する規制・制度見直し

#### <基本的考え方>

我が国の経済の持続的成長にとって、新たな技術やビジネスモデルを活用した商品・サービスの展開に挑戦するスタートアップは、イノベーションの担い手として、新たな需要・消費の創出とともに、大きな雇用を生み出す原動力となるものである。

コロナ後の経済システムの再構築を踏まえたグローバルな競争の中で、我が国において、スタートアップのさらなる創出・成長を実現するためには、多様なポテンシャルを持った者が、スピード感をもって積極的に起業し、適宜適切に成長の機会を得て自律的に経営資源を充実していくことができる、スタートアップフレンドリーな環境整備が求められる。

かかる環境の整備においては、起業に係る諸手続や、投資・融資に代表される資金調達のほか、公共部門からの積極的な事業機会の提供や、海外からの起業家の活躍促進など、様々な観点・場面における規制・制度上の課題に対して、総合的な見直しを迅速に進めていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

##### ア 法人設立手続の迅速化・負担軽減

【a：実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度、

- b：令和4年度上期、c：可能なものから順次措置、  
d：令和4年度から取組を開始し、遅くとも令和6年度までに措置】
- a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。
- ・ 定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第3項参照）等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。
  - ・ 株式会社発起設立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった日前に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。
- c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。
- d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記cの取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な基準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それらを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。

## イ エクイティの柔軟な活用を可能とする制度見直し

【令和4年度措置】

経済産業省は、スタートアップの成長に向けたファイナンス環境を実現するため、経済団体、関係省庁と連携して、エクイティの柔軟な活用が可能な制度整備に関する課題や方策等について、検討し、結論を得る。

## ウ 経営者保証制度に関する取組

【令和4年度措置】

金融庁、経済産業省及び財務省は、起業関心層が考える失敗時のリスクとして経営者保証を抱えることが挙げられていることを踏まえ、官民金融機関、信用保証協会において経営者保証を徴求しない創業融資を促進する措置を講ずる。また、現在、官民金融機関、信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組状況を公表しており、引き続き当該取組状況をフォローアップしつつ、新規融資において、経営者への規律付けに留意した上で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた措置を講ずる。

例えば、財務省及び経済産業省は、日本政策金融公庫の取組として、①経営者保証免除特例制度の活用を促すため、融資の相談があった場合には、必ず同特例制度の基準を満たすかどうか事業者に伝える現行の運用の継続、②信用保証協会に倣った経営者保証を徴求しない具体的基準の率先した提示を行うように促す。

また、経済産業省は、信用保証制度における経営者保証を不要とする取扱いの基準について、中小企業・金融機関の双方に対して、説明の仕方を工夫した上での周知を行う。

## エ 事業成長担保権の創設・整備について

【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

金融庁及び法務省は、資金提供・調達の充実がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識・把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。

なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。

## オ 新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

【令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省及び内閣府（C S T I）は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業

技術革新制度（S B I R）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて、検討を開始し、結論を得る。

## カ 海外人材の活躍に資する制度見直し

【a：令和4年度措置、b：継続的に措置】

- a 法務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。
- b 法人設立手続における英語対応については、法務省によるこれまでの自動翻訳システム整備の検討などを踏まえつつ、法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等（記載例、様式）の周知、厚生労働省による社会保険・労働保険手続のガイドの周知の取組や、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるような環境整備などについて、引き続き、内閣府（対日直接投資推進室）は、対日直接投資推進会議においてフォローアップを行う。

## (2) 常駐・専任規制等の見直し

- ・ 生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【a：令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置、  
b：措置済み】

### ＜基本的考え方＞

建設業においては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、各工事現場等に技術者の配置が義務付けられている。しかしながら、多くの事業者で技術者の確保や育成が課題となっており、工事の規模・種別を問わず一律に規制することは、生産性向上の妨げとなっているとの指摘もある。

I C Tの進展により、現場にいなくとも映像・音声を通じて、リアルタイムで現場の状況把握や現場にいる者との意思疎通が可能となっている状況を踏まえると、配置・専任要件については安全性に留意しつつも必要な見直しが図られるべきである。また、感染症対策の観点から例外的に認められているテレワークについても、職務従事に問題がないことが確認できているのであれば、速やかに恒久化の措置が図られるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任



要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

- b 国土交通省は、昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る考え方や営業所専任技術者・経營業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。

### (3) 電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安に向けた規制見直し

【措置済み】

#### <基本的考え方>

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた保安規制の見直しが必要である。見直しに当たっては、従来の制度をデジタル技術の活用を前提として、テクノロジーの活用で高度な保安を確保できる事業者の受付や検査の在り方を見直すことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（以下「高度保安事業者」という。）については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行（類似の公的検査の廃止）、③検査手法や時期の柔軟化（定期検査から常時監視へなど）、④検査記録の提出義務の廃止（記録保存化）など、受付・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、令和4年の通常国会に関連法案を提出する。

### (4) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

身の回りのあらゆる電気製品には、無線LANやBluetoothなどの無線機器が搭載されるようになっている。全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるSociety 5.0の実現に向け、今後、IoT技術は一層発展し、無線機器の利用は今以上に拡大することが予想される。

他方で、我が国で無線LANやBluetooth等の無線機器を流通させるためには、機種ごとに、製造事業者が、「技術基準適合証明」、いわゆる「技適」を取得

する必要がある。海外で認証を受けた無線機器も、別途、我が国の認証を受ける必要があるところ、認証に係る試験項目の中には、海外と同等又は類似のものがあり、認証に係る試験の一部を省略できるものもあると考えられる。

今後、世界中で無線機器の利用が拡大していく中で、我が国製造事業者の費用負担削減という観点とともに、開かれた日本のマーケットにおいて、我が国の消費者が引き続き最先端の無線機器を利用できる環境を確保する観点からも、日本独自の認証基準を維持することの必要性及び相当性は検証されるべきであり、可能な限り、国際基準に調和させていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、日本と欧米における認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な立場の意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえた、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないように、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。

## (5) デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備

【令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

### ＜基本的考え方＞

セキュリティトークンとは、一般に、ブロックチェーン技術等を用いて有価証券をデジタル化したものである。デジタル化による取引の迅速化、コスト削減による販売単位の小口化などの利点を指摘する声もあり、現在は不動産投資を中心に取組事例が見られるが、今後はインフラ資産など投資対象の多様化や、投資家層の拡大への期待も寄せられている。

一方、セキュリティトークンが積極的に利用・活用されていくためには、投資家保護を確保した上で、より多くの投資家が市場に参加することが望ましい。係る投資家に対してセキュリティトークンの売買を通じた投資機会を提供するべく、流通（セカンダリー）市場の確立が重要となる。

我が国においては、有価証券は、取引所のほか、PTS（私設取引システム）、店頭において流通することが想定されるが、それぞれの枠組みは、現状において必ずしもセキュリティトークンの特性や機能を前提としたものとは言い難い。今後、セキュリティトークンのポテンシャルを十分に発揮するためには、デジタル

技術の発展も踏まえた流通市場のルールの整理を行い、セキュリティトークンを積極的に利用・活用できるための環境整備が求められる。

なお、セキュリティトークンについては世界的に普及していく可能性も想定されるところであり、我が国がセキュリティトークンの発行・流通において国際的に遅れることのないよう、スピード感を持った環境整備が求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

金融庁は、セキュリティトークンの流通（セカンダリー）市場について、我が国において国際的に遅れることなく環境整備を図るべく、投資家保護を確保しつつ、PTS（私設取引システム）該当性の明確化や、セキュリティトークンの特性・機能を踏まえたルールの合理的・柔軟な運用に向けて、関係自主規制団体の参加を求めることにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性確保を図りつつ、金融審議会での検討を進める。検討に当たっては、セキュリティトークンが進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げ得るものであることを踏まえ、また、セキュリティトークンの利用・活用を目指す関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係者への周知を行う。

### (6) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【a：令和4年度内に法案提出・令和4年度措置、  
b：（前段）令和4年内結論、（後段）令和5年内結論、  
c, d：令和4年内結論、】

### ＜基本的考え方＞

デジタル化・ネットワーク化による流通環境、消費動向及び創作環境の変化、グローバルなプラットフォームサービスの台頭を受け、コンテンツはデータ収集や消費者の囲い込みツールとしての性質を付与されるなど、データ駆動型経済を発展させるための中間財としての価値を併せ持つようになってきている。また、魅力あるコンテンツをソフトパワーとして活用することは、我が国が世界においてプレゼンスや影響力を維持し続けるためにも極めて有効な手段である。この際には、魅力あるコンテンツが多く創作されるようにするため、適切な対価還元の枠組みが整備されることは必須である。

良質なコンテンツの持続的な創造や既存のコンテンツの活用を促進する上では、過去コンテンツ、UGC（User Generated Content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた膨大かつ多種多様な著作物等について、利用円滑化による取引コストの低減と権利者への適切な対価還元を両立することが欠かせない。令和4年1月1日には著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、放送番組のインターネット同時配信等に係る取引コス

トを抜本的に軽減させることが可能となったが、今後もデジタル化・ネットワーク化が進展していき、WEB3.0の時代におけるコンテンツの一層の利用が見込まれることも鑑みれば、これからのコンテンツ市場において必要とされるのは、放送分野における同時配信等に限らないオンデマンドでの配信や過去の放送番組のアーカイブも含めて、特定のコンテンツや流通経路、クリエイターに限らず、ニーズのあるあらゆる分野を念頭におき、拡大集中許諾制度を基にしたWEB3.0の時代に相応する権利処理、利活用推進の制度の整備である。このような制度整備に加え、デジタルで一元的に完結する手続を目指して整備することにより、コンテンツの利用を推進しつつ、対価還元も増加する適切な利活用推進の枠組みを整備していく必要がある。

このためには、権利者・利用者双方のニーズを踏まえ、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を構築するとともに、それが実際にひろく活用される制度となるよう運用・広報を行っていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築の検討、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化）、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。
- b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省庁は、府省庁横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォーマーが管理するデータベー

スとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。

- c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続きを目指して、検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。
- d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現」を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、検討し、結論を得る。

## (7) M a a S 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びG T F S - J P の普及・促進

【a：工程表は措置済み、  
G T F S - J P の活用可能性に関しては令和4年度検討・結論、  
b：令和4年度措置】

### <基本的考え方>

路線網が複雑で路線の改廃・ダイヤ改正も多い路線バスの情報が、経路検索サービスに掲載され、複数のバス事業者の路線、鉄道等のバス以外の交通手段も併せたシームレスな案内が可能になれば、移動者の利便性向上につながる。

その手段として、停留所、路線、時刻表などの情報を受渡しするための共通フォーマットの利用が考えられるが、バス事業において、その普及は必ずしも進んでいない。

国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に取り組んでいるところ、バスにおける共通フォーマットであるG T F S - J P (General Transit Feed Specification Japan：標準的なバス情報フォーマット)の許認可申請への活用が可能になれば、バス事業者の申請の負担が軽減される可能性がある。また、G T F S - J P の導入は、地域住民や旅行者の移動の利便性向上につながるM a a S (Mobility as a Service) の推進にも寄与しうる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に向け、バス事業者(一般旅客自動車運送事業者)の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化(B P R : Business Process Re-engineering)を実現するための工

程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、G T F S - J P の活用可能性を検討する。

- b 国土交通省は、M a a S 推進も見据え、G T F S - J P の果たす役割が大きいことに鑑み、その普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見について、引き続き地方公共団体やバス事業者に広く周知する。

## (8) 電力データ活用による新たな付加価値創造

【措置済み】

### <基本的考え方>

中長期的な観点から、A I ・ I o T 等の新技術による新たな電力ビジネスの創出など、電力業界に限らず他産業との連携の必要性が高まっている。データ利活用の観点からは、需要家の電力使用量など電力データの利活用によって、地方公共団体の防災計画や避難計画の高度化、高齢者の見守り、商圈分析など、幅広い分野における新たな付加価値の創造が期待されている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

経済産業省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法（昭和39年法律第170号）の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを利活用したい事業者等による取組を着実に進めるための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。

## (9) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

【a, b : 令和4年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置、  
c : 令和5年度できるだけ早期に結論】

### <基本的考え方>

コロナ禍により、ライフスタイルのありようが大きく様変わりし、多頻度・小口の配送（宅配）が堅調な伸びを示していることに加え、こうした需要の高まりを受けて、発注後、即時に顧客に配送するクイックコマースも登場し、その利用機会も増加している。

その一方で、運転者を始めとした物流業界における将来的な人手不足が懸念される中、人流・物流に及ぼす課題への対応に、一刻の猶予もない。

国土交通省は、従来の規制体系にとらわれず、事業者や個人の主体的な創意工夫を引き出し、新たなビジネスや働く機会を創出する観点から、「経済の血液」とも例えられる物流の末端たるラストワンマイル配送を、持続的かつ強靱なエコシステムとするべく、輸送の安全性の確保等に十分配慮しつつ、規制・制度の見直しに引き続き取り組むべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 令和 3 年 9 月 1 日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成 15 年 2 月 14 日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和 4 年度に実施する現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果や先に実施したラストワンマイル配送のニーズ調査の結果等を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。

## (10) DX を通じたタクシーの利便性向上

【a, b : 令和 4 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

コロナ禍が継続し、人の移動が減少していることにより、タクシー事業は継続的に厳しい状況に置かれている。「新しい生活様式」に対応しつつ、利用者の利便を向上する観点から、これまでタクシー事業における ICT の活用について様々な取組が行われてきたが、更なる効率化の観点からも、日々の業務の一層の DX を進めることで、持続可能なタクシー事業への転換を支援していくことが重要である。

国土交通省は、利用者の利便性向上及びタクシー事業者の業務効率化に資する方策として、ソフトメーターの導入に加え、需給に応じた変動運賃制度に関する制度設計を進めることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たって、令和 3 年 10 月から 11 月にかけて行った実証実験の結果に基づき、ソフトメーターの規格策定に必要な事項について、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」等で指摘された課題等を含め、検討する。その際、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提として、ソフトメーターの導入を通じてタクシー事業全体の DX 化

が進められるよう、配車アプリ事業者等の参画も得て検討を進めていくこととし、検討の結果を踏まえて、速やかにソフトメーターの規格を決定し、措置する。

- b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験の結果に基づき、利用者ニーズや運用上の課題への対応について検討し結論を得、できるものから措置する。なお、その検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ制度設計を行う。

## (11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

### ア 電波の有効利用

【a：令和4年度措置、b：令和4年結論】

#### <基本的考え方>

電波は有限希少な国民共有の財産であり、Society 5.0を実現するための不可欠なインフラである。DXが進展する中、IoTや自動走行、遠隔診療等、あらゆるものがインターネットに繋がる社会において、基盤である電波の有効利用は、我が国の成長に直結する重要な課題となっている。

こうした状況下、総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を立ち上げ、令和4年3月に、諸外国におけるオークション方式等のメリットやデメリットとされている事項への対応策等について、1次取りまとめを行い公表した。今後、これを踏まえ、我が国における新たな携帯電話用周波数の割当方式について検討し、令和4年夏を目途に結論を出す予定であるが、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、透明性の高い、実効的な仕組みを整備し、これを不断に見直していくことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

- a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の技術検証等を踏まえ、本格運用を早期に実現する。
- b 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を一層反映した、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得、必要な対応を進める。

### イ デジタル時代における放送制度の在り方について

【a：(①、②) 令和4年7月検討・結論、

(③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論、

b：(前段、①、②前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、



法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、  
(後段(①、②以外)、②後段) 令和4年度検討開始、  
令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ、  
c: 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置】

### ＜基本的考え方＞

デジタル化を受けて放送と通信の融合が進展する中、人口減少や若者を中心としたテレビ離れ、インターネット広告の急成長によりテレビ広告がその後塵を拝している現状や、国内外での動画配信プラットフォームサービス等の台頭、既に一部放送事業者の経営の持続可能性に疑義が生じている状況を鑑みるに、放送事業者の経営環境は今後も更に加速度的に厳しさを増していくと予想される。このような中、コスト面で大きな負担を負う放送事業者が、多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境を整備するには、その経営の自由度を高め、通信が主戦場となってきた場合も含めて十分に採り得る選択肢を増やす必要がある。放送ネットワークインフラの将来像について、民間放送事業者やNHKを始めとする関係者間で認識を共有し、その維持・更新に要するコスト負担の軽減につながる具体的な方策を「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」及びその下で開催されている「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における議論も踏まえて検討・措置していくなど、放送ネットワークインフラの効率的な維持・更新が可能となる環境の整備が求められる。

あわせて、講じた措置を実効性のあるものとするためには、放送を取り巻く市場環境の現状と予測に関する認識の共有や、コーポレートガバナンスの強化に資する措置等、放送事業者の行動を促す取組も実施していかなければならない。放送事業者の経営基盤強化に関する進捗状況をフォローアップし、必要な取組を絶えず検証していくことも重要だろう。

この上で、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送ネットワークインフラの維持の社会的コストを最小化しつつ、オンラインでの放送事業者を介した質の高いコンテンツ配信が進むように、必要な取組を加速化させる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

a ① 総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。

② その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高

止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。

③ 上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。

- b 総務省は、上記を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。

① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。

② 放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。

- c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。

## (12) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について

【令和5年通常国会を目途に法案提出】

### <基本的考え方>

紛争当事者の企業同士が同一国に存在しない場合など、国際的な商事紛争を解決する手段として、「国際調停」が注目を集め、その活性化を図ることが国際的な潮流となっている中、日本では法制度の環境整備の遅れが課題となっている。

調停は、仲裁と並んで訴訟の提起を伴わない裁判外紛争解決手続であることから、特に国際的な商事紛争においては、訴訟を提起した場合と比較して、時間や費用等のコスト、訴訟制度や言語の壁の問題を考慮して利用されることが多い。

一方で、国際性のない紛争に関しても、調停による和解合意を有用な紛争解決手段として機能させるため、執行力を付与する必要性は高いとの指摘、裁判外紛争解決手続の活性化の観点から執行力を求める声があり、近時その声が更に高まっている状況等も踏まえると、我が国において定着しつつある認証紛争解決手続の枠組みにおいて執行力を付与するとの政策判断をすることもあり得るとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、国際的な紛争と国際性のない紛争の双方について、日本でも調停による和解合意への執行力の付与に向けて、法務省の法制審議会仲裁法制部会で議論が行われ、令和4年2月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申されたところである。

引き続き、我が国経済の持続的成長を後押しし、国際競争力を向上させるためにも、日本企業等が紛争を迅速かつ適切に解決できるよう、所要の環境整備に取り組むべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### **<実施事項>**

法務省は、国際的な商事紛争の解決手段として注目を集める国際調停の活性化及び国内における裁判外紛争解決手続の利用の促進・活性化の観点から、裁判外の調停により成立した国際性を有する和解合意及び認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所の執行決定により執行力を付与し得る制度の創設等に向けて、令和5年通常国会を目途に、必要な法案を提出する。

## **(13) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進**

**【a, b：令和4年度検討・結論・措置】**

### **<基本的考え方>**

国内のマンションストック数は約675万戸（令和2年末時点）であり、そのうち築40年超の分譲マンションは現在の約103万戸から10年後には約2.2倍の約232万戸、20年後には約3.9倍の約405万戸と、今後、高経年マンションが急増することが見込まれている。一方、国土交通省の調査等により判明しているマンションの建替えの実績は263件、その他、マンション敷地売却事業に基づく買受計画の認定を受けたものは14件、うちマンションの除却に至ったものは3件にとどまっており（令和3年4月1日時点。大規模な地震による被災マンションに関するものを除く。）、老朽化したマンションの再生が円滑に進んでいるとは言い難い状況にある。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、令和3年3月、老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた論点を整理するため、法律研究者、都市計画研究者、マンション建替え・管理に関する団体等からなる区分所有法制研究会に、法務省及び国土交通省が参加し、同年9月から論点整理が

開始されている。また、令和4年4月1日に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）」が全面施行されたところである。

一方で、急増する高経年マンションの再生のためには、現在の取組だけでなく、更なる見直しを先手、先手で打つことが必要不可欠であることは言うまでもなく、法務省と国土交通省の密接な連携の下で、新たな制度設計の検討が求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

a 法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」（令和3年3月立上げ）において、引き続き、区分所有法制の見直しに向けた論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。なお、今後の論点整理及び取りまとめに当たっては、以下の①～③の点に留意すること。

① 一定の要件を設定して建替え決議割合を引き下げること検討するに当たっては、平成14年の区分所有法改正前に規定されていた「費用の過分性要件」が、費用が過分であるか否かの判断が難しいために削除された経緯があるように、抽象的な要件を設定してしまうと、かえって建替えが円滑に進まないおそれがあることを踏まえること。

② 区分所有建物である分譲マンションは、一般に多くの区分所有者が存在することから、区分所有権は、戸建ての建物所有権とは異なる団体的制約を受け得るものであること。

③ 決議要件が緩和された場合、確かに、これまでよりも多くの非賛成者に対して、売渡し請求を行い、早期に「売渡し請求に必要な売買代金」を支払う必要が生じるため、「その費用を誰が負担できるか、又はスムーズに資金を確保できるか」などの課題は生じうるが、それはファイナンスの問題に過ぎず、これまでの「決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する」という建替え決議要件の緩和のデメリットに関する主張の妥当性については、「社会的・経済的コスト」の意味するところが必ずしも明らかでないことにより解釈の混乱や誤解をもたらすおそれがあるため、改めて検討すること。その際、建替え決議の時点では反対していても、決議成立後に、催告手続などを経て、売渡し請求まで進まずに賛成に回る場合があることから、非賛成者の数と売渡し請求対象者の数は必ずしも同一ではない点にも留意すること。

b あわせて、法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」において、以下の①～③についても論点整理を進め、令和4年度中できるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。

① 建替え決議がされた場合でも区分所有建物の専有部分の賃借権は存続することで、建替え工事の円滑かつ早期の実施を阻害しているとの課題を踏ま

え、賃借人への適切な補償の在り方を検討するなど、賃借人の利益保護を図ることを前提にしつつも、建替え決議がされた場合に専有部分に係る賃貸借契約を円滑に終了させるための仕組みについて論点整理を行うこと。

② 共用部分の変更に係る決議の要件の緩和について、区分所有建物の長寿命化の促進にも資するという観点を加味して論点整理を行うこと。

③ 事業性を見込めないために建替えを行うことができない区分所有建物も存在すると考えられることから、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を、一定の多数決で行うことを可能とする仕組みについて論点整理を行うこと。

#### (14) 美容師の養成の在り方

【a：(前段) 措置済み、(後段) 令和5年度上期措置、  
b：(前段) 令和4年度上期措置、(後段) 令和4年度以降順次措置】

##### <基本的考え方>

我が国の美容技術・おもてなしは世界トップレベルとも称される一方で、美容師国家試験の合格者数は、過去15年で約24%も減少している現状がある。未来の担い手を今後とも惹きつけるためにも、美容師の養成の在り方が、時代の変化や消費者の求めるニーズに合致したものとなっているか、不断の検証が求められている。

とりわけ、その中でも重要な役割を果たしている「国家試験(実技試験)」と「養成段階の知識技能の取得」について、厚生労働省は、現場の声に真摯に耳を傾けるとともに、関係者の有機的な連携を求めつつ、制度の見直しに不断に取り組むことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

a 厚生労働省は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験科目について、今後も問うべき科目とすべきか令和5年度の早期に整理する。

b 厚生労働省は、都道府県を通じ、美容師養成施設に対し、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から取組を進める。

(15) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

・ 資金移動業者の口座への賃金支払

厚生労働省が技術的又は実務的に実現可能性の乏しい要件や、コストが莫大になるような要件設定がされることにより、サービスを望む労働者の選択肢を狭めることがないよう留意しつつ検討することを確認し、令和元年6月の規制改革実施計画では、「令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）」と記載されていたことを踏まえ、令和4年度できる限り早期の制度化に向けて、引き続き労働政策審議会での検討状況を注視していくこととした。

### 3. 人への投資

人への投資ワーキング・グループでは、期初の方針に基づき、「個々の児童・生徒等に最適な学びを提供する環境整備」、「多様で柔軟な働き方・自律的なキャリア形成に向けた環境整備」、「安心な子育ての実現に向けた環境整備」という視点の下、効果の高い規制改革について議論を行った。

社会の人への投資を促進し、経済成長を支えるためには、学修者主体教育への転換を目指し、デジタルを前提とした、初等・中等・高等教育の各段階における社会に開かれた個に応じた学びの実現やイノベーションを促進する環境作りが求められる。また、労働時間制度や雇用仲介制度、職業訓練・能力開発に関する制度について、労使双方にとって有益な、新しい時代にふさわしいものに見直す必要がある。さらに、養育費の確保や保育等の充実に向けた取組を進めることにより、安心して子育てをできる環境を実現することも必要である。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育

##### <基本的考え方>

GIGAスクール構想の前倒しにより小学校・中学校での1人1台端末の整備が進んだ。これにより、全国95%以上の学校で非常時に1人1台端末の持帰り学習を行う環境整備が行われている等、コロナ禍など非常時に登校できない場合の地域差のない学びの保障に向けた取組は進捗している。一方で、平常時の1人1台端末の持帰り等、家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できる環境作りや、日常授業の中でのICT活用・ICT教育の充実、特にデジタル活用を前提とした個別最適な学びを実現するための制度や教育現場の取組については、引き続き実現に向けて具体的な措置を講ずる必要がある。

初等・中等教育における学びの質を高めるためには、資質を備えた教員による指導が行われる環境作りが必要である。そのために、まずは文部科学省において教員の質の確保に関する議論を迅速かつ十分に行った上で、特別免許状教員を含む相当免許状を有する教員や豊富な知識・経験を有する学校外の社会人による社会に開かれた質の高い教育が全国で保障されるよう努力する必要がある。

あわせて、誰一人取り残されない教育を実現するために、不登校児童生徒・病気療養児によるオンラインを活用した学習を出席扱いできる制度の活用促進や、特別支援教育に関わる教員の専門性向上、オンラインも含めたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等のこどもやこどもを支える大人をサポートする専門人材の活用促進等についても、取組を強化していく必要がある。また、学校現場の実態に寄り添った出席取扱いの在り方についても検討を続ける必要がある。

VUCA (Volatility・Uncertainty・Complexity・Ambiguity: 先行きが不透明で、将来の予測が困難である状態)の時代を生きるこどもたちが社会で通用する学びを身に付けていくためには、対面とオンラインの二項対立から脱し、様々な要素

を柔軟に組み合わせた個別最適な教育を実現していかなければならない。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育

【a, j : 令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

b, d, e, h, i : 令和4年度措置

c, f : 措置済み、

g : 令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置】

- a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。
- b 文部科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、私立学校の新設を実質的に認めない運用がなされている等の事例について調査し実態把握を行うとともに、むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。
- c 文部科学省は、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。
- d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。
- e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。



- f 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。
- g 文部科学省は、個に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例校制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、個に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。
- h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況（使用するプログラミング言語を含む。）、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度・教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。
- i 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図る。
- j 文部科学省は、地方移住等に伴う区域外就学制度の特例的な活用に関して、事例等の把握に取り組むとともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加も含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況等を踏まえた上で、検討する。

## イ 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現

【a, c～i, n：令和4年度措置、

b, k, l：措置済み、

j：令和3年度中調査結果公表済及び検討開始、結論を得次第速やかに措置、

m：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 文部科学省は、教員の量と質とはトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要な教員の資質について早急に結論を得た上で、当該資質を備えた教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を含めて検討し実現させる。特に、教員資格認定試験の試験区分の拡大や実務経験を加味した一部試験の免

除など、普通免許状を持たない社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度の見直しを検討・実施する。

- b 文部科学省は、「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」（令和3年5月11日文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえ、特別免許状制度の運用の実態について調査するとともに、都道府県教育委員会が、同指針を踏まえ、特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行するよう必要な指導を行う。また、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮について同指針を踏まえ必要な指導を行う。
- c 文部科学省は、教員の任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるように、これまでの特別免許状授与実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、特別免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準の透明化を促進する。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- d 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）」により、国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を定めていないと回答した都道府県が6、授与基準そのものを定めていない都道府県が4存在することを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準が策定されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。
- e 文部科学省は、「特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）」により、特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表していないと回答した都道府県が37に上ることを把握しているところ、全都道府県で国の指針を踏まえた特別免許状の授与基準を誰でも確認できるようHP等で公表されている状況の確保に向け、必要な指導を行う。あわせて、教員不足や教員採用試験受験者の減少が続く中、特別免許状制度が広く国民の知るところとなるよう、効果的な広報活動を検討し、周知を行うとともに、教育に関心があり知識・経験等を有する社会人に対する特別免許状活用を通じた積極的な採用活動の実施を推奨する。
- f 文部科学省は、小学校の特別免許状について、現在の教科ごとの免許状では学校現場の実情を反映しておらず外部人材の活用が難しい状況を改善するため、全教科で授与される普通免許状・臨時免許状と同等な扱いとなるよう、授与を受けようとする者の専門的知識経験等を踏まえ全教科での発行も可能となるような運用の見直し・明確化を始め、各学校における特別免許状の活用促進を図る。

- g 文部科学省は、中学校・高等学校における免許外教科担任の許可件数が高い水準で推移している中、相当免許主義にのっとった運用が確保されるようにするため、これまでに発行実績のある教科だけでなく、幅広い教科で特別免許状が発行されるよう、任命権者ごとに教科ごとの特別免許状教員の採用実績の公表及び計画的な教員採用を行うよう指導するとともに、特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等、必要な措置を講ずる。
- h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況（同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。）を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。
- i 文部科学省は、特別支援学級の教員を含めた特別支援教育に関わる教員の専門性を向上させるため、特別支援教育を担う教員の養成等の在り方やその方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- j 文部科学省は、教員不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、産休代替・育休代替を含む教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を促進するほか、特別免許状等による外部人材の登用や普通免許状を保持する新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。
- k 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。
- l 文部科学省は、特に民間においてもICT人材の需給がひっ迫している中、ICTに関する十分な知識を持って情報教育を行える教員を円滑に採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条は「教育に関する職」以外との兼職兼業を禁止してはならず、また、「教育に関する職」以外との兼職兼業について、営利企業との兼業を含め、一般の地方公務員と同様に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条により任命権者の判断で行うことが可能であること、パートタイムの会計年度任用職員として任用する場合には、兼職兼業の許可を要しないことを広く周知するとともに、好事例を周知して優秀なICT人材の確保を促進する。
- m 文部科学省は、スクールロイヤー人材の更なる活用促進を図り、また、教育的視点を踏まえた対応が一層充実し、こどもの最善の利益が実現されるよう、教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会とスクールロイヤーとで共通理解を図っておくべき事項について広く周知するとともに、児童生徒の学びや発達を支えるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用事業やスクールロイヤー等の専門人材の活用について、オンラインの活用状

況の地域別の定量的なデータを収集・効果を検証し、翌年度以降の活用促進を図るために必要な検討を行う。

- n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。

## (2) グローバルなイノベーションを育む高等教育

### <基本的考え方>

コロナ禍を契機に全国で取組が進展したオンラインを活用した授業は、もはや対面授業の代替物としての非常時の学修保障の手段ではなく、高等教育における学修者を中心とする学びを深めるための選択肢の一つとなっている。メタバースやVR (Virtual Reality) 等の新技術の活用を含むオンラインも活用した質の高い授業開発が模索されている中で、各大学の授業や研究におけるイノベーションの芽を育て、高等教育が学修者や社会の求める学問を提供できる環境作りが求められる。そのためには、特例への申請や特例承認後の各種手続を課すことがイノベーションに取り組む大学にとって負担をかけることを十分認識した上で、現行の、設備要件を始めとするハード面の質保証を重視した大学設置基準を、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にする等により、各大学の創意工夫を妨げないような基準へと見直す必要がある。

あわせて、社会変革を促すようなイノベーションを大学から発信できるよう、学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する等新陳代謝を高めるとともに、各大学が自主的に教育の質を向上させる取組を促進する。また、学修者が安心して学びに集中できるよう、対面・オンラインの手段に関わらない学修環境の整備を推進する。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

#### ア イノベーションの芽を育む大学設置基準等

【a, d～j：令和4年度措置、

b：令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置、

c：(前段) 令和4年度措置、(後段) 令和5年度以降措置】

- a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から見直しを行うとともに、経営困難大学等が学校法人運営からの撤退や学校再編に

よる再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。

- b 文部科学省は、大学教育の実践において、メタバースやVR等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。
- c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続きコストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実績を把握し、bに定める検討に活用する。
- d 文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。
- e 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・commonsとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。
- f 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直しが、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。
- g 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、TA (Teaching Assistant)、SA (Student Assistant) 及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員の基準について見直す。

- h 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。
- i 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り実際に活用できるよう周知する。
- j 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。

## イ 社会変革を促す新しい学究を支える環境整備

【a～c：令和4年度措置】

- a 文部科学省は、大学が提供する教育の質の評価について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた受動的な評価にとどまらず、各大学が能動的に教学マネジメントを行い、対面・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に質の低い授業の改善を行う取組を推進する。
- b 文部科学省は、大学等における授業の実施に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学修及び学修に必要な交流を得られるような取組を要請するよう周知する。特に、教員及びTA、SA等教育補助者によるオフィスアワー等の学修支援は、学生が支援を求めやすくなるよう、オンラインでの実施を含め、取組を推奨するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな取組の促進の観点から、オンライン活用のガイドラインを策定する。
- c 文部科学省は、社会変革を促すようなイノベーションを大学から発信できるよう、既存の学部の再編に大学が取り組みやすい環境を整備する。特に、学部ごとに異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準になるよう見直す。

## (3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し

### ア 労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し

【a：令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置、

b：令和4年度検討開始】

### <基本的考え方>

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度が設けられ、働く方がその健康を確保しつつ、ワークライフバランスの実現を図り、能力を有効に発揮することができる労働環境整備が進められているところであるが、裁量労働制については、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的、創造的に働くことを可能とする制度であるものの、対象業務の範囲や労働者の裁量と健康を確保する方策等について課題が指摘されている。

現在、厚生労働省では裁量労働制実態調査の結果を踏まえて制度の見直しに関する検討が行われているが、その際、上記の労働環境整備の趣旨を踏まえれば、裁量労働制だけでなく、それ以外の労働時間制度も含めて、その在り方について広く検討することが求められる。

また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）では、事業場単位で労使協定等を締結することとされ、届出等も原則「事業場単位」で行われているが、本社主導で人事制度を検討・運用する企業もある中、「本社一括届出」が可能とされている手続は就業規則や 36 協定等に限定されている。また、各種届出は電子申請が可能とされているものの利用率が低く、より企業の利便性を高める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和 4 年度中に一定の結論を得る。その際、裁量労働制については、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労使協定等に関わる届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。

### イ 既存の各種制度の活用・拡充

【令和 4 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

従来型の「日本型雇用制度」といわれる就業形態のもとでは、新卒一括採用を前提として、OJT等による企業内中心の人材育成が広く行われてきたが、社会環境の急速な変化に伴い雇用をめぐる環境も大きく変化していく中で、人材育成の在り方も多様化してきている。従来の企業により提供される研修等だけでなく、

個人が主体的に取り組む能力開発もより行いやすくする必要があり、その手段として、大学等の教育機関や副業・兼業を活用することが考えられる。

社会人が働きながら外部の教育機関で学び・学び直しを行うためには、その時間を確保できるようにすることが必要であり、そのためには、時間や場所の有効活用が可能となるテレワークの更なる普及、長時間労働の是正やフレックスタイム制といった労働時間制度及び教育訓練休暇制度の活用、また、選択的週休3日制度の活用・拡充などの環境整備を進めることが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。

## (4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

### ア 職務等に関する労働契約関係の明確化

【令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置】

#### ＜基本的考え方＞

これまでの「日本型雇用制度」のもとでは、使用者の命令による職務の変更や転勤が基本となるメンバーシップ型の雇用形態が大勢を占めてきたが、社会環境の変化に伴い雇用形態も多様化する中、我が国においても予め職務等が限定された、いわゆるジョブ型の雇用形態を取り入れる企業も見られるようになってきている。

ジョブ型雇用において行われる、職務ごとに求められる能力・スキルや職務に対する賃金の明確化と、その内容の契約等への明示といった取組は、従業員の企業へのエンゲージメントを高めて、その関係強化に資するものでもあり、このような観点も踏まえて、企業におけるジョブ型雇用の実践を促進することは、個人の自律的・主体的なキャリア形成の実現に資すると考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会においては、職務や勤務地を限定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。



## イ 多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援

【a：令和4年措置、b：令和4年度措置、c、d：令和4年度検討開始】

### <基本的考え方>

今後、更なる職業人生の長期化が見込まれる中、働き手である個人が、自身の長期的なキャリア形成について主体的に考え、取り組むことができるようにする環境整備が重要となっている。

個人の学び・学び直しの意欲を高め、自律的・主体的なキャリア形成につなげるためには、企業において従業員に求められる能力・スキルが明確化され、また、個人が身に付けた能力・スキルが適切に評価されることが必要である。

また、個人が長期的なキャリア形成について検討し、意思決定するに当たり、適切なキャリアコンサルティングを受けることは大変重要であり、キャリアコンサルタントに求められる役割は今後より重要となってくる。そのため、キャリアコンサルタント全体の質の向上を図り、職業人生の様々なステージにおいてキャリアコンサルティングが活用されるようにする環境整備が必要である。

さらに、雇用保険制度において実施している教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援するものであるが、今後、個人が継続的な学び・学び直しを行うことを一層支援する観点などを踏まえ、制度がより使いやすくなるよう必要な措置について検討する必要がある。

加えて、現在、国により行われている能力開発やキャリア形成支援に関する各種制度は、雇用保険制度が基盤となっており、非正規雇用やフリーランス、起業を志す人など雇用保険の被保険者とならない働き方を選択する人が支援の対象となっていない。働き方が多様化する中で、これらの多様な働き手への支援について、現行制度の枠にとらわれず広くその在り方を検討することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。
- b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。
- d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援施策を行っ

てきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。

## ウ 求職者等のニーズに応える職業関連情報の提供

【令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

### <基本的考え方>

職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援する Web サイトとして令和2年3月に開設された「job tag」（職業情報提供サイト（日本版 O-NET））では、まだ就業経験のない方や再就職先を探している方が、現在就ける職業にはどのようなものがあるか、また、その職業で一般的に行われている仕事の内容や求められるスキル・知識はどのようなものか調べることができるになっている。さらに、そのスキルや知識を身に付けるために必要な訓練に関する情報を検索することが可能となっているが、現在提供されている情報は十分なものとは言えない状況である。そのため、求職者等のサイト利用者にとっての実用性が高まり、更なる利用につながるよう、各職業に必要とされるスキル・知識に応じた訓練情報の充実を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

厚生労働省は、個人の現在の能力と、これから就こうとする職務に必要とされる能力に応じた教育訓練が受けられるよう、job tag において、民間企業が無料で提供しているデジタル関連の講座情報等を検索可能とするなど、各利用者の学び・学び直しにつながる実効性のある機能拡充について検討し、実施する。

## エ 産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援

【a～c：令和4年度措置】

### <基本的考え方>

現在政府全体で取り組まれているリカレント教育の推進について、これを総合的・効果的に進めるため、関係省庁による連携が図られているところであるが、行政・企業・大学等により実際に提供されるリカレント教育がより実効性のあるものとなるよう、更なる連携強化を目指す必要がある。

これに関し、令和4年3月に改正された職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、公的な職業訓練について大学を含む教育訓練実施機関、都道府県労働局等の関係者間で協議する都道府県単位の協議会の仕組みが法定化されたところであるが、この協議会については、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現のための基盤となり、ひいては新しい雇用の創出につながることも期待される。

また、コロナ禍における雇用維持の一手段として在籍型出向の活用が図られているが、在籍型出向のメリットとしては、個人の能力開発やキャリアアップの効果も挙げられていることから、これを個人の能力開発に資する機会として活用することも考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的かつ効果的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。
- b 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。
- c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえて、引き続き、送り出し企業の負担軽減のための支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。

#### (5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組

##### ＜基本的考え方＞

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）において、いわゆる雇用仲介サービスとして、雇用関係の成立をあっせんする「職業紹介」と、求人者又は求職者の依頼を受け情報提供を行う「募集情報等提供」が定義されているが、雇用形態や人々の職業キャリアに対する意識の多様化、ICT やグローバル化の進展、利活用できるデータ量の増加、データの分析技術の進歩、といった近年顕著となった事態の影響を受け、雇用仲介のサービス内容についても、急速な変化・多様化が見られ、職業紹介・募集情報等提供のいずれの定義にも当てはまらない新たな雇用仲介サービスが増加してきている。

このような変化・多様化は、利用者の利便性を高めるために進められてきたものであるが、同時に、求職者等が安心してサービスを利用できるようにすること、また、有益なイノベーションを阻害しないようにすることにも留意すべきである。そのため、実態に即したルール整備を行うとともに、求職者の職業選択に資する情報提供の充実に向けて官民連携した取組を行うことが求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### ＜実施事項＞

## ア 雇用仲介制度の見直し

【a, c : 措置済み、b, d : 令和4年度措置】

- a 厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）における「募集情報等提供」に該当しない雇用仲介サービスについて、法的位置付けを明確にする。この際、ICTを活用したサービスの進化が早いことを踏まえ、過剰な規制とならず有益なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。
- b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、適切なサービスを選択できるようにするため、令和4年3月に改正された職業安定法に基づき多様化する雇用仲介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 厚生労働省は、雇用仲介サービス事業者に、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、フリーランス等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用仲介サービスに類似する内容のものがあることに鑑み、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用仲介事業者に適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。

## イ 求職者等のニーズに応える職業選択関連情報の提供

【令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

厚生労働省は、job tag について、個人や民間企業等の意見や要望も踏まえ、賃金情報など求職者の職業選択に資する労働市場に関する情報の提供を強化する方策や民間の雇用仲介事業者との連携・協力の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

## (6) 育児休業の取得促進

【a, c : 措置済み、

b, e : 改正育児・介護休業法施行後の実態を令和5年度秋に調査開始し、結果を得次第検討開始、  
d, f : 令和4年度措置】

### <基本的考え方>

政府は、男性の育児休業取得率を2020年までに13%、2025年までに30%とすることを目標としているところ、2020年における男性の育児休業取得率は12.65%と目標に近い実績を残したものの、2025年の政府目標を達成するためには、引き続き、出産・育児等による従業員の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが必要である。

このような観点から、今後も各事業者が男性の育児休業取得率を公表し見える化を行うことや、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑

な職場復帰による継続就労を支援すること、また、一部に理解が浸透していない育児休業取得について周知を行うことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。
- b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。
- c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の積極的な周知を行う。
- d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認等に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の状況や課題に応じた支援を行う。
- e 令和4年10月から導入される「産後パパ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。
- f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけではなく、実績を上げようと前向きな取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。

### (7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

【a：令和4年度検討・結論、

b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

保育所等は、我が国が直面している少子高齢化の中、共働き世帯等における就労継続を実現し、労働力人口の減少を抑制する上で必要不可欠なものであるが、保育所等の円滑な運営を阻害せずに、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応

できるよう保育士を確保する必要がある。同時に、保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要な対応について検討を行い、結論を得る。
- b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。

### (8) 養育費の確保に向けた取組

- 【a：令和5年の通常国会を目途に法案提出、  
b, c：令和4年度検討・結論、  
d：令和4年度以降継続的に措置、  
e～g：引き続き措置】

### ＜基本的考え方＞

子どもの貧困対策においては、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があるが、特にひとり親家庭については、貧困率が相対的に高い水準にあるなど、生活の状況が厳しく、親子ともに多くの困難に直面している。そのようなひとり親家庭における子どもの健やかな成長のため、養育費を確保し、子どもの生活や学習のための費用に充てることを可能にすることは重要な取組である。

こうした中、養育費の確保に向けた取組として、法制審議会家族法制部会において民事基本法制の見直しに関する検討が行われ、法務省による「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」において養育費に関する課題等が調査されているほか、厚生労働省の「離婚前後親支援モデル事業」等を通じて、ひとり親への支援が行われているが、乗り越えるべき問題と残された課題がまだまだ多い。

以上のような状況を踏まえ、法制審議会家族法制部会においては、安心・安全な親子の交流の実施に配慮しつつ、養育費確保について実効性のある法制度改革が速やかに進むよう検討することが必要である。

他方、制度があっても利用されていない、あるいは、地域によって必要な支援策が用意されていないといった課題に対処するため、子どもの貧困対策や養育費の確保に関する施策を担う各府省が密に連携し、ひとり親家庭のニーズに応える

施策の実現・充実に取り組むことにより、安心して子育てを行える環境整備を進めるべきである。

### ＜実施事項＞

a 法務省は、離婚時に養育費に関する債務名義の取得を容易にすることの是非、養育費支払義務者の住所地や所得等の情報をひとり親が法的手続を利用する際に容易に取得できるようにすることの是非など養育費の支払確保に向けて法制審議会家族法制部会において検討中の諸課題について、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。

この際、子どもの最善の利益を図るためには養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流（面会交流）の実施に関する課題は併せて検討する必要があるとの考え方にも十分配慮する。

b 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以下の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設け、それぞれ連携して検討に取り組み、一定の結論を得る。

- ・弁護士等の専門家による支援、公正証書や民間ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の利用等について負担の軽減や機会の拡充を図るなど、養育費が適切かつ容易に取り決められるための方策
- ・取立てに係る裁判費用の負担軽減や悪質な養育費不払への対応策等、ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策
- ・養育費の立替払いや回収等についての公的支援の導入及び保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進

なお、上記検討に当たっては、ひとり親又は子どもが養育費支払義務者から暴力を受けているケースや、養育費支払義務者が自らの経済事情を理由に養育費の支払いを拒んでいるケースなど、ひとり親や子どもの置かれた状況は多様であり、状況に応じた適切な支援が求められることに留意する。

c 内閣府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）を推進する立場から、上記b記載の検討を含め、必要な調整を行う。

d 内閣府は、養育費について、子どものために当然支払われるべきものであるという認識を共有する社会を実現すべく、法務省及び厚生労働省と協力し、養育費の意義及び重要性について広く周知・広報を継続的に行っていく。

e 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行う。また、育児等により平日日中に法テラスの事務所への来訪が難しいひとり親にも配慮し、弁護士会等の協力も得つつ、養育費に係る案件の取扱いや休日夜間の対応の可否等を記載した契約弁護士名簿の作成・公表の促進を図るとともに、養育費についての相談の機会を提供するなどして、相談に的確に対応する。

- f 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に向けて、地方公共団体における部局間・関係機関間の連携やワンストップ・プッシュ型での情報提供・相談支援について、更なる充実に向けた取組を連携して推進する。
- g 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の横展開等の周知・支援策を連携して継続的に実施する。

## (9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方

【令和4年度上期措置】

### <基本的考え方>

女性就業率の上昇等によって、共働き家庭等の児童数が増加している中、子どもを持つ誰もが安心して働き続けられる環境の整備は喫緊の課題であるが、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方は、在宅勤務者であっても、居宅外で就労している者と同様に保育が困難であることを踏まえ、働き方改革や在宅勤務の推進を妨げることにないようにする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

厚生労働省は、放課後児童クラブの入所決定の在り方について、在宅勤務者が利用申請した場合に、居宅外で就労している者が申請した場合と比して入所の優先度（利用調整指数）が低くなる取扱いをしている地方公共団体があることを踏まえ、保育所等の利用調整に関して発出された「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成29年12月28日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を参考に、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべき旨の周知を、全国の地方公共団体に対して行う。

## (10) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

### ・ 大学等における多様なリカレント講座の開発促進

大学等における多様なリカレント講座の開発促進の取組及び関係省庁と連携したリカレント教育推進の取組状況について、文部科学省よりヒアリングを行い、「実証研究を踏まえたガイドライン（試行版）を策定し、再実証した上で全国展開すること」、また「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業では、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行っていること」を確認した。引き続き、ガイドラインの完成や全国の大学等に対する周知、大学等におけるリカレント講座の開発促進が着実に実施されるよう、フォローアップを行っていく。



#### 4. 医療・介護・感染症対策

新型コロナウイルス感染症は我が国の医療デジタル化の遅れを始め医療関連制度の不全を露呈させた。すなわち、新型コロナウイルス感染症に対する迅速な検査や診療体制、密を避けた自宅での受診や薬剤受取、パルスオキシメータの円滑な購入などである。また、医療関係人材は不足し、我が国発のワクチン開発も道半ばである。

我が国では3年後には全てのベビーブーム世代が75歳以上に到達する。また、20年後には高齢者数のピークを迎える。一方で、地方部における過疎化は進行している。医療や介護は、人が充実して生きていくための、いわば、人生の前提であり、全国どこでも医療や介護に不安がなく、個人に最適化されたサービスが提供される社会を構築していく必要がある。このような観点から、デジタル技術を最大限活用し、患者本位・利用者本位の医療・介護制度の構築を進めていくためのDXを加速させていく必要がある。その際、地域で医師、薬剤師、介護職員などの専門能力が最大限に発揮されること、また、革新的な医療機器、医薬品の円滑な開発・実装も不可欠である。

このような問題意識の下、医療・介護・感染症対策分野については、次の5点に関する規制改革項目を取りまとめた。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化
- ・医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）
- ・医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮
- ・質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進
- ・利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

事項によっては、今後、専門家や利害関係者を交えた多くの議論を要するものもある。医療や介護関連諸制度は技術的専門性が高く、何よりも、国民の生命・身体に直結するものであるため、広く関係者の意見に耳を傾け丁寧な議論を確保していく必要は論をまたない。しかしながら、複雑な利害関係の前に迷い、立ちすくむのではなく、迅速な国としての意思決定と実行も重要である。各事項の関係省庁における意思決定に当たっては、特に、この点に留意して意思決定されることを希望する。

なお、各実施事項において「※」を付した事項については、厚生労働省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

##### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化

###### <基本的考え方>

新型コロナウイルス感染症については、現在もその収束には至っていない状況ではあるが、次第に社会経済活動の再開も進んでいるところである。社会経済活動の維持を図るとともに、引き続き感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症の検査を目的に応じた検査方法により適切に行うことが可能な環境を整備することが求められる。このような観点からは、個人が自宅などの身近な場所で、外出をできるだけ避けて検査を行える環境を整備することも重要であり、PCR検査等のみではなく、無症状者のスクリーニング等のため医薬品医療機器等法の承認を受けた質の確保された新型コロナウイルス抗原定性

検査キット（以下「抗原定性検査キット」という。）を、事業者や国民が広く入手し利用できることとする必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

### ア 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備

【a～d, f, g：措置済み、

e：引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

- a 厚生労働省は、早期に、質の確保された新型コロナウイルス感染症の検査が簡便かつ円滑に実施可能となるよう、抗原定性検査キットを薬局で購入できることとする。また、薬局における抗原定性検査キットの陳列及び広告を可能とする。
- b 厚生労働省は、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法未承認の抗原定性検査キットが薬局、ドラッグストア、ネット通販サイトなどで広く流通している現状に対して、偽陰性者による感染拡大、偽陽性による医療現場の混乱を防止するため、薬局、ドラッグストア等に対して、販売自粛を求めることを含め対応を早急に検討する。
- c 厚生労働省及び内閣官房は、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、抗原定性検査キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化し、その旨を周知する。職場についても同様の対応を検討する。あわせて、同パッケージに登録していない飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱いを行う方向で検討する。
- d 厚生労働省及び内閣官房は、事業所内における感染拡大を防止する等の観点から、従業員が出勤前に体調を確認することができるよう、事業者が保有する抗原定性検査キットを、その利用経験等がある従業員が一定数持ち帰り、自宅等において利用することができることとする。
- e 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として、抗原定性検査キットを薬局で購入することが特例的に可能となっている現状も踏まえ、抗原定性検査キットのOTC（Over The Counter：医師による処方箋を必要とせずに購入できる医薬品）化を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関を始め抗原定性検査キットを必要とする場合においてその不足が生じることのないよう留意するとともに、令和3年12月22日の厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで課題とされた事項（検査結果を踏まえ適切な受診行動につなげるための情報提供の必要性）が、国民による抗原定性検査キットの利用が進んだ現状においてもなお維持されるか否かについても、検証を行う。 ※
- f 厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に関し、

無症状者が確定診断の目的ではなくセルフチェックの目的で抗原定性検査キットを検査の特性等を理解した上で、利用することは差し支えないことを明確化し、周知する。

- g 厚生労働省は、薬局から抗原定性検査キットを購入する者に対する書面への署名の徴求について廃止を含め検討する。

## イ 新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制の整備

【措置済み】

- a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査・診療体制を確保するため、医療機関が、学校や公民館等の空きスペースを活用して実施する巡回診療に関しては、「定期的」及び「継続」の要件について、柔軟に取り扱って差し支えない旨を明確化することとする。また、医療機関が所在する都道府県以外の都道府県においても巡回診療を実施する場合に、新たに診療所の開設手続を行うことなく巡回診療が実施できることとする。
- b 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、車両等を用いた移動式の衛生検査所であっても、衛生検査所として登録できることを明確化する。また、複数の地方公共団体において検査を実施する場合に、一つの地方公共団体において手続を行うことで足りることとする。

## (2) 医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）

### <基本的考え方>

患者・利用者による自宅を始めとする患者等の身近な場所での受診や薬剤受取が可能となるオンライン診療・服薬指導や電子処方箋の普及・促進等は、患者本位・利用者本位の医療を実現するための基盤となる取組である。新型コロナウイルス感染症も背景に、その重要性は、更に大きなものとなっている。特に、地方部に居住する高齢者のように医療機関や薬局等への移動の負担が大きい患者等にとっては、必要な医療の確保等に直結するという側面もある。このため、オンライン診療・服薬指導に関する新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の恒久化の具体化はもとより、オンライン診療・服薬指導に係る場の制約の見直しや、セルフメディケーションなど健康管理に関する選択肢の拡大を進めるとともに、手続のデジタル化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

#### ア オンライン診療・服薬指導の更なる推進

- 【a, g, h : 措置済み、b, c : 令和4年検討・結論、d, j : 令和4年度措置、  
e : (前段) 令和4年措置、(後段) 令和4年度措置、  
f : 引き続き検討を進め、令和4年度結論、  
i : 引き続き検討を進め、令和4年度上期措置】

- a 厚生労働省は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン診療指針」という。）を改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」やそれ以外の医師が初診に対応することができる場合について具体化を行う。改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。
- ・オンライン診療は、疾病や患者の状態によっては、対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることをオンライン診療指針その他の関連文書（以下「指針等」という。）で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であるとの考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。
  - ・疾患や患者の状態によっては、オンライン診療のみで診療が完結する場合があることを指針等で明確化すること。
  - ・「かかりつけの医師」に当たるかどうかについては、最後の診療からの期間や定期的な受診の有無によって一律に制限されるものではないことを指針等で明確化すること。
  - ・オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。
  - ・医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に作成することは必須ではなく、診療録に必要事項が記載されていれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。
  - ・診療前相談を効果的にかつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立って、医師の判断で、事前に電子メール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。
- b 厚生労働省は、オンライン診療を実施するために必要な医療機関の情報セキュリティの確保のための方策について、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めることやオープンネットワークの利用を阻害するセキュリティ設計を前提とすることは合理性に欠けることを踏まえ、オンライン診療指針について必要な見直しを行うこととし、少なくとも次の事項についての見直しを含むものとする。 ※
- 情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを、医師が確認しなければならないこととされていること。
  - PHR（Personal Health Record）を診察に活用する場合に、PHRの安全管理に関する事項について医師がPHRを管理する事業者を確認することとされていること。
  - 汎用サービスが端末内の他のデータと連結しない設定とすることとされていること。
  - チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。
  - オンライン診療システム事業者がシステム全般のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。

- c 厚生労働省は、オンライン診療を実施する際の患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書を有しない場合に2種類以上の身分証明書を用的こととするは対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、健康保険証の提示など対面診療と同程度の厳格さによって本人確認を行うこととし、オンライン診療指針の所要の改訂を行う。 ※
- d 厚生労働省は、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ策定するオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について、オンライン診療の現実の利用実態を踏まえたより実効的な内容となるよう、策定に当たっては、オンライン診療を受診したことのある者及び実施した経験のある医師の意見を踏まえるとともに、令和4年1月のオンライン診療指針の改訂に係る「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における議論・経緯を踏まえ、当該基本方針の策定を行う。 ※
- e 厚生労働省は、オンライン診療の普及・促進の前提として、患者の安全を確保するため、診療内容等が適切でないと考えられる、オンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について周知するとともに、患者の安全を確保するために必要な措置を講ずる。 ※
- f 厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。 ※
- g 厚生労働省は、ADHD（Attention deficit hyperactivity disorder：注意欠陥多動性障害）治療薬に関する民間組織（厚生労働省の薬事承認条件に基づき設置）の事実上の規制により、オンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤を入手できない現状に関し早急な是正を求める意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、オンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討を促す。
- h 厚生労働省は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）及び関連通知の改正により、オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡））の恒久化を実現する。具体的には、原則は対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン服薬指導の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれによっても行うことができることとする。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面

の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないこととする。加えて、薬局開設者が薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を身に付けさせるための研修材料等を充実させることとし、オンライン服薬指導を行うに当たって研修の受講は義務付けない。

- i 厚生労働省は、薬剤師の働き方改革等の観点を踏まえ、薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所（薬剤師の自宅等）におけるオンライン服薬指導について、実施可能な薬剤師や患者及び対象薬剤等を限定せず、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。
- j 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。 ※

## イ 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化

【a：目標設定については令和4年度上期に措置、以降継続的に措置、

b：措置済み、c：令和4年度検討・結論、d：令和4年度上期検討・結論、

e：引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置】

- a 厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。
- b 厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開基盤）以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。なお、検討に当たっては、現行の紙処方箋の実務においてその都度明示的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、紙に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供事業者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を都度照会する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。
- c 厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電子カルテシステムの利用に当たって、医師であることの資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に行われており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。 ※
- d 厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署

名等を利用しようとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法である eKYC (electronic Know Your Customer) を活用できることとする方向で所要の検討を行う。 ※

- e 厚生労働省は、上記 b の結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和 5 年 1 月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI 以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。

## ウ 患者のための医薬品アクセスの円滑化

【a：措置済み、b：令和 4 年度措置、c：令和 4 年度検討開始、  
d：令和 4 年度上期措置】

- a 厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、駅やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を介して受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。
- b 厚生労働省は、新たに店舗販売業を行おうとする者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去 5 年以内のうち「2 年以上」かつ「1,920 時間以上」の実務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2 年以上」の要件を「1 年以上」へと見直す。 ※
- c 厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。 ※
- d 厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目（「医薬品の承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日厚生労働省医薬食品局長通知）の別表 2－（2）（以下単に「別表 2－（2）」という。）の（4）に該当するもの）について、申請を受理したもののいまだ「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討されていないものの有無を確認するとともに、令和 2 年度以前の申請に対していまだ結論が出されていないものについて、（ア）その件数、（イ）申請ごとに、その理由、（ウ）（イ）のうち厚生労働省及びPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency：独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が進まないものについては当該指摘の内容、（エ）申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。

また、①既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目（別表2－（2）の（5）①から④まで及び（6）に該当するもの）及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様（ア）（イ）（ウ）（エ）について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。 ※

## エ 家庭用医療機器において兆候を検出した疾病名の表示

【a, c：令和4年度措置、b：令和4年度検討・結論】

- a 厚生労働省は、医薬品医療機器等法の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器（医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置され使用される医療機器）によって兆候を検出した疾病名（現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名）を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種のバイタルデータに基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機器（以下「疾病名表示機器」という。）について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に繋げられるか等の観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発し製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には侵襲性がないことなどを踏まえ、開発者に過度な負担とならないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。
- b 厚生労働省は、疾病名表示機器について、質の確保がされていない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じたり、国民に無用な誤解・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。 ※
- c 厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性のある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の日時、相手先、協議内容等を記載した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。

## オ 医療機器等の広告規制の見直し

【a：措置済み、

b：（前段）引き続き検討を進め、令和4年度結論・措置、  
（後段）引き続き検討を進め、令和4年度結論】

- a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたパルスオキシメータについて、令和4年年初を



目途に販売店やインターネット等における広告を可能とするよう検討する。

- b 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれが小さい機器に関する広告の規制の必要性の有無や程度を含め、検討を行う。

また、抗原定性検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上悪影響を生じるおそれがある製品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令面を含め、必要な対応を検討する。 ※

### (3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

#### <基本的考え方>

我が国では、3年後には全てのベビーブーム世代が75歳以上に到達するなど、高齢化がますます進行し、医療ニーズの拡大と多様化も見込まれる一方で、多くの地域、特に、過疎地域などで、医療関係者の人材確保がより大きな課題となっていくことが予想される。このような状況の下、患者本位・利用者本位の医療を実現するためには、医療現場において医療関係者が専門能力を最大限発揮し、限られた医療リソースを最適かつ効果的・効率的に活用することが重要であり、喫緊の課題である。そのため、患者等のニーズに専門的な知見をもってきめ細やかに対応するための薬剤師の対人業務の強化や、限られた医療リソースの適切な配分等を可能とするための医療・介護関係職種でのタスクシフト/タスクシェアの推進、地域医療構想調整会議の運営の透明化及び社会保険診療報酬支払基金等の審査・支払業務の円滑化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

##### ア 薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）

【a：令和4年度検討・結論、b：令和4年度措置、  
c：令和4年度以降継続的に措置】

- a 厚生労働省は、患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な薬学的な専門性を活かす対人業務を円滑に行い得る環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することを可能とする方向で、その際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準、委託先への監督体制などの技術的詳細を検討する。 ※

検討に当たっては、以下の論点を中心に具体的検討を進める。

- ・委託可能な調製業務の対象

- ・委託先の範囲
  - ・委託元—委託先の役割分担及び責任関係の在り方（委託元薬局の薬剤師が故なく法的責任を負うことがないための配慮等を含む。）
- b 厚生労働省は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する。 ※
- c 公正取引委員会は、薬局における調剤業務の関連市場及び隣接する市場において独占的又は寡占的な地位を有するプラットフォームその他の事業者が、その競争上の地位を利用して、内部補助等を通じ、不当廉売、差別対価その他の不公正な取引方法によって、地域の調剤薬局を不当に排除することがないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。

#### イ 医療人材の不足を踏まえたタスクシフト／タスクシェアの推進

【a：令和4年度措置、b：令和4年度上期措置、  
c：令和4年度検討開始・早期に結論】

- a 厚生労働省は、有料老人ホームにおいて看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実践できるよう、有料老人ホームにおける看護職員に対する研修等の取組事例を含め、円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底する。 ※
- b 厚生労働省は、介護現場において実施されることが多いと考えられる行為を中心に、介護職員が行い得る「医行為ではないと考えられる行為」について、介護職員が実際に現場で不安を感じないで実践できるよう、具体的な整理を行った上で、介護現場や地方公共団体等に周知徹底する。 ※
- c 厚生労働省は、在宅医療を受ける患者宅において必要となる点滴薬剤の充填・交換や患者の褥瘡（じょくそう）への薬剤塗布といった行為を、薬剤師が実施することの適否に関し、その必要性、実施可能性等の課題について整理を行う。 ※

#### ウ 地域医療構想調整会議の透明性の向上等

【a, b：令和4年度上期措置】

- a 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民の協力が不可欠であることを踏まえ、厚生労働省は、各地方公共団体の地域医療構想調整会議について、議事運営の透明化を一層推進する観点から、原則的な議事公開及び協議内容等の公表を行うよう、引き続き地方公共団体に対して周知しつつ、働きかけの更なる強化を行う。

- b 厚生労働省は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、「協議の場」として位置付けられている地域医療構想調整会議について、地域住民に必要な医療機関の整備に支障が生じることのないよう、地域にとって必要な医療提供体制を確保するために必要な事項について、議論の活性化を図り、協議で結論を得られるよう努めることを地方公共団体に対して周知を行う。

## エ 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【a：引き続き検討を進め、令和 4 年度措置、

b：継続的に措置、c：令和 4 年度末目途措置、

d：令和 4 年度上期措置、e：引き続き検討を進め、令和 4 年度上期結論】

- a 社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、AI による振分けの対象とならない目視対象のレセプト（入院レセプト等）について、AI による振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について適用する。
- b 自動的なレポート機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているか否かにかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。
- c 厚生労働省は、より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われている場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることから、オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を 100% に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。 ※
- d 厚生労働省は、令和 3 年 3 月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和 4 年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。
- e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

## オ 医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等

【a：令和 4 年措置、 b：引き続き検討、 早期に結論】

- a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師（以下「医療機関等」という。）が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会若しくは地方公共団体に対して行う申請若しくは届出又は患者に対して行う交付の手続（以下「申請等手続」という。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成

14 年法律第 151 号) 及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 3 年 12 月 24 日閣議決定) 等を踏まえ、申請等手続を書面で行う場合の医師又は患者の当該書面への押印又は署名、当該書面の日本産業規格 A 列 4 番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえて相当の業務量が生じていると認められる申請等手続についてデジタル化(電子メールにより申請等手続を行うことを含む。)を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、書面による作成を求める場合の医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を困難とする場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることの可否に関する内容を含むものとする。

- b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要否等について整理を行う。

#### (4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進

##### <基本的考え方>

地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能にするため、S a MDに関する審査の在り方を見直すこと等を通じて、諸外国と遜色のない程度に、社会実装を進めることが重要である。また、我が国の創薬力を強化する観点から、創薬に必要なデータ基盤の整備や利活用、被験者の来院・入院に依存しない在宅での治験である D C T (Decentralized Clinical Trials : 分散化臨床試験) を円滑に行うための環境整備を進める必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

###### ア プログラム医療機器 (S a MD) に関する承認審査等の見直し

【a : 令和 4 年度措置、b : 令和 4 年度結論、  
c : 引き続き検討を進め、令和 4 年度措置、その後継続的に措置、  
d : 引き続き検討を進め、早期に結論】

- a 厚生労働省は、画像診断用途の S a MD について、当該 S a MD が実使用される臨床現場で現に行われている診断技術の水準を踏まえ、それらとの比較における有用性が審査上重要であることを明確にする。
- b 厚生労働省は、S a MD の承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、S a MD の上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況を PMDA があらかじめ開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDA による審査省略を含め審査の簡略化を検討する。 ※

- c 厚生労働省は、類型ごと、対象疾患ごとに承認実績が存在する S a MD について、早期に登録認証機関による認証に移行するよう、産業界の協力も得つつ、認証基準の策定及び改正を主体的に行う。あわせて、PMDA による承認審査について、開発事業者の予見性を高めるために、あらかじめ審査のポイントに関する情報（有効性・安全性を評価するための試験条件や評価のポイント等）を整理・公表する。
- d 厚生労働省は、S a MD の上市が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう PMDA の審査体制の強化を含め必要な取組を検討するために、国内の S a MD 認証状況（件数や所要期間等）や海外の S a MD 審査の実態把握に係る必要な調査を行う。 ※

## イ プログラム医療機器（S a MD）の開発に関する医療機器製造業規制等の見直し

【a：措置済み、b：引き続き検討を進め、令和4年度結論】

- a 厚生労働省は、S a MD の設計のみを行う製造事業者について、設計に関する業務の管理が適切に行われる体制を確保している限りにおいて、居宅など事業所以外での勤務を含め、責任技術者が登録を受けた所在地で勤務する必要はないことを明確化し、周知する。
- b 厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、S a MD の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。 ※【再掲】

## ウ 創薬等に向けた医療データの利活用の促進

【a, c：令和4年度上期検討開始、令和4年度結論、b：令和4年度措置】

- a 民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と総務省は、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）について、統計法（平成19年法律第53号）との関係について整理した上で、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。 ※
- b 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁のシステムの仕様の公開やデータの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合等は独占禁止法上問題となるおそれがある」との考え方が官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。

- c 複数医療機関が連携して医療を提供する際や創薬開発等において、検査結果データは有用な情報であることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、J L A C 11 コードを含む厚生労働省標準規格である（HS 014）臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの拡充について検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、試薬等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にマイナポータル等で自らが検査結果データを閲覧できるようになる時期を目途に、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により得られた検査結果データを比較可能なものとするような方策を検討する。 ※

## エ 治験の円滑化

【a：令和4年度措置、b：令和4年度検討・結論、  
c：令和4年度上期措置、d：措置済み】

- a 厚生労働省は、治験実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治験に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に関するガイダンスを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。 ※
- b 厚生労働省は、治験依頼者から被験者への治験薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際整合を踏まえつつ、実施の可否を検討する。 ※
- c 厚生労働省は、DCTにおいて必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治験施設支援機関（SMO）に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。 ※
- d 厚生労働省は、DCTを含む治験の開始等の際に必要となるPMDAへの治験届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、電子メールによる提出をした場合の事後的な紙・電子媒体の提出を不要とすることについて検討し、必要な措置を講ずる。

## (5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築 ＜基本的考え方＞

深刻化している介護人材の不足や処遇の状況を踏まえ、10年先、20年先をも見据えつつ、必要な人に必要な介護サービスを提供し続けられる持続的な介護制度を構築する必要がある。このような観点から、介護施設の入居者に対するケアの質の確保と介護職員の負担軽減・処遇改善を両立させるため、介護現場におけ